議第14号

高山市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

高山市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和6年3月1日提出

高山市長 田 中 明

提案理由

国民健康保険法施行令等の改正に伴い改正しようとする。

高山市国民健康保険条例(昭和56年高山市条例第47号)の一部を次のように改正する。

改正前

総額) (基礎賦課総額)

- (一般被保険者に係る基礎賦課総額)
- 第9条の3 保険料の賦課額のうち一般被保険者(法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等(以下「退職被保険者等」という。) 以外の被保険者をいう。以下同じ。)に係る基礎賦課額(第18条、第18条の3及び第18条の4の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下「基礎賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。
 - (1) 当該年度における次に掲げる額の合算額 ア 療養の給付に要する費用 (一般被保険 者に係るものに限る。) の額から当該給 付に係る一部負担金に相当する額を控除 した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用 (一般被保険者に係るものに限る。) の額
 - イ 国民健康保険事業費納付金(法附則<u>第</u> 22条の規定により読み替えられた法第 75条の7第1項の国民健康保険事業費 納付金をいう。以下この条において同じ。)の納付に要する費用(岐阜県(以下 「県」という。)<u>が行う国民健康保険の</u> 一般被保険者に係るものに限り、県の国 民健康保険に関する特別会計において負

第9条の3 保険料の賦課額のうち基礎賦課額 (第18条、第18条の3及び第18条の4 の規定により基礎賦課額を減額するものとし た場合にあつては、その減額することとなる 額を含む。)の総額(以下「基礎賦課総額」 という。)は、第1号に掲げる額の見込額か ら第2号に掲げる額の見込額を控除した額を 基準として算定した額とする。

正

後

改

- (1) 当該年度における次に掲げる額の合算額 ア 療養の給付に要する費用の額から当該 給付に係る一部負担金に相当する額を控 除した額並びに入院時食事療養費、入院 時生活療養費、保険外併用療養費、療養 費、訪問看護療養費、特別療養費、移送 費、高額療養費及び高額介護合算療養費 の支給に要する費用の額
 - イ 国民健康保険事業費納付金(法附則<u>第</u> 7条の規定により読み替えられた法第7 5条の7第1項の国民健康保険事業費納付金をいう。以下この条において同じ。)の納付に要する費用(岐阜県(以下「県」という。)の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等(

担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等(以下「後期高齢者支援金等」という。)、高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等(以下「病床転換支援金等」という。)及び介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による納付金(以下「介護納付金」という。)の納付に要する費用に充てる部分を除く。)の額

ウ~オ (略)

- カ その他国民健康保険事業に要する費用 (国民健康保険の事務の執行に要する費 用を除く。)の額(退職被保険者等に係 る療養の給付に要する費用の額から当該 給付に係る一部負担金に相当する額を控 除した額並びに入院時食事療養費、入院 時生活療養費、保険外併用療養費、療養 費、訪問看護療養費、特別療養費、移送 費、高額療養費及び高額介護合算療養費 の支給に要する費用の額並びに県が行う 国民健康保険の一般被保険者に係る国民 健康保険事業費納付金の納付に要する費 用(県の国民健康保険に関する特別会計 において負担する後期高齢者支援金等及 び病床転換支援金等並びに介護納付金の 納付に要する費用に充てる部分に限る。)及び退職被保険者等に係る国民健康保
- <u>険事業費納付金の納付に要する費用の額</u> を除く。)
- (2) 当該年度における次に掲げる額の合算額 ア (略)
 - イ 法附則<u>第22条</u>の規定により読み替え られた法第75条の規定により交付を受 ける補助金(国民健康保険事業費納付金

以下「後期高齢者支援金等」という。) 、高齢者医療確保法の規定による病床転 換支援金等(以下「病床転換支援金等」 という。)及び介護保険法(平成9年法 律第123号)の規定による納付金(以 下「介護納付金」という。)の納付に要 する費用に充てる部分を除く。)の額

ウ~オ (略)

カ その他国民健康保険事業に要する費用 (国民健康保険の事務の執行に要する費 用を除く。)の額(国民健康保険事業費 納付金の納付に要する費用(県の国民健 康保険に関する特別会計において負担す る後期高齢者支援金等及び病床転換支援 金等並びに介護納付金の納付に要する費 用に充てる部分に限る。)を除く。)

- (2) 当該年度における次に掲げる額の合算額 ア (略)
 - イ 法附則<u>第7条</u>の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の

の納付に要する費用(県の国民健康保険 に関する特別会計において負担する後期 高齢者支援金等、病床転換支援金等及び 介護納付金の納付に要する費用に充てる 部分に限る。以下このイにおいて同じ。)に係るものを除く。)及び同条の規定 により貸し付けられる貸付金(国民健康 保険事業費納付金の納付に要する費用に 係るものを除く。)の額

- ウ 法第75条の2第1項の国民健康保険 保険給付費等交付金 (エにおいて「国民 健康保険保険給付費等交付金」という。) (退職被保険者等の療養の給付等に要 する費用(法附則第22条の規定により 読み替えられた法第70条第1項に規定 する療養の給付等に要する費用をいう。 以下同じ。) に係るものを除く。) の額
- エ その他国民健康保険事業に要する費用 (国民健康保険の事務の執行に要する費 用を除く。)のための収入(<u>法附則第9</u> 条第1項の規定により読み替えられた法 第72条の3第1項、第72条の3の2 第1項及び第72条の3の3第1項の規 定による繰入金並びに国民健康保険保険 給付費等交付金(退職被保険者等の療養 の給付等に要する費用に係るものに限る 。)を除く。)の額

(一般被保険者に係る基礎賦課額)

第10条 保険料の賦課額のうち<u>一般被保険者</u> <u>に係る</u>基礎賦課額は、当該世帯に属する<u>一般</u> <u>被保険者</u>につき算定した所得割額及び被保険 者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯に つき算定した世帯別平等割額(一般被保険者 納付に要する費用(県の国民健康保険に 関する特別会計において負担する後期高 齢者支援金等、病床転換支援金等及び介 護納付金の納付に要する費用に充てる部 分に限る。以下このイにおいて同じ。) に係るものを除く。)及び同条の規定に より貸し付けられる貸付金(国民健康保 険事業費納付金の納付に要する費用に係 るものを除く。)の額

ウ 法第75条の2第1項の国民健康保険 保険給付費等交付金の額

エ その他国民健康保険事業に要する費用 (国民健康保険の事務の執行に要する費 用を除く。)のための収入(法第72条 の3第1項、第72条の3の2第1項及 び第72条の3の3第1項の規定による 繰入金を除く。)の額

(基礎賦課額)

第10条 保険料の賦課額のうち基礎賦課額は 、当該世帯に属する<u>被保険者</u>につき算定した 所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総 額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等 割額の合計額とする。 と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、当該世帯を一般被保険者の属する世帯とみなして算定した世帯別平等割額)の合計額とする。

(<u>一般被保険者に係る</u>基礎賦課額の所得割額 の算定)

第11条 前条に規定する所得割額は、一般被 保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所 得に係る地方税法(昭和25年法律第226 号) 第314条の2第1項に規定する総所得 金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分 して計算される所得の金額(同法附則第33 条の2第5項に規定する上場株式等に係る配 当所得等の金額(同法附則第35条の2の6 第8項又は第11項の規定の適用がある場合 には、その適用後の金額)、同法附則第33 条の3第5項に規定する土地等に係る事業所 得等の金額、同法附則第34条第4項に規定 する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1 項若しくは第2項、第34条第1項、第34 条の2第1項、第34条の3第1項、第35 条第1項、第35条の2第1項、第35条の 3第1項又は第36条の規定の適用がある場 合には、これらの規定の適用により同法第3 1条第1項に規定する長期譲渡所得の金額か ら控除する金額を控除した金額)、地方税法 附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得 の金額(租税特別措置法第33条の4第1項 若しくは第2項、第34条第1項、第34条 の2第1項、第34条の3第1項、第35条 第1項又は第36条の規定の適用がある場合 には、これらの規定の適用により同法第32 (基礎賦課額の所得割額の算定)

第11条 前条に規定する所得割額は、被保険 者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に 係る地方税法(昭和25年法律第226号) 第314条の2第1項に規定する総所得金額 及び山林所得金額並びに他の所得と区分して 計算される所得の金額(同法附則第33条の 2第5項に規定する上場株式等に係る配当所 得等の金額(同法附則第35条の2の6第8 項又は第11項の規定の適用がある場合には 、その適用後の金額)、同法附則第33条の 3第5項に規定する土地等に係る事業所得等 の金額、同法附則第34条第4項に規定する 長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和 32年法律第26号) 第33条の4第1項若 しくは第2項、第34条第1項、第34条の 2第1項、第34条の3第1項、第35条第 1項、第35条の2第1項、第35条の3第 1項又は第36条の規定の適用がある場合に は、これらの規定の適用により同法第31条 第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控 除する金額を控除した金額)、地方税法附則 第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金 額(租税特別措置法第33条の4第1項若し くは第2項、第34条第1項、第34条の2 第1項、第34条の3第1項、第35条第1 項又は第36条の規定の適用がある場合には 、これらの規定の適用により同法第32条第

条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から 控除する金額を控除した金額)、地方税法附 則第35条の2第5項に規定する一般株式等 に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条 の3第15項の規定の適用がある場合には、 その適用後の金額)、同法附則第35条の2 の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡 所得等の金額(同法附則第35条の2の6第 11項又は第35条の3第13項若しくは第 15項の規定の適用がある場合には、その適 用後の金額)、同法附則第35条の4第4項 に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適 用がある場合には、その適用後の金額)、外 国居住者等の所得に対する相互主義による所 得税等の非課税等に関する法律(昭和37年 法律第144号。第18条において「外国居 住者等所得相互免除法」という。)第8条第 2項(同法第12条第5項及び第16条第2 項において準用する場合を含む。第18条第 1項第1号において同じ。) に規定する特例 適用利子等の額、同法第8条第4項(同法第 12条第6項及び第16条第3項において準 用する場合を含む。同号において同じ。) に 規定する特例適用配当等の額、租税条約等の 実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法 の特例等に関する法律(昭和44年法律第4 6号。第18条において「租税条約等実施特 例法」という。)第3条の2の2第10項に 規定する条約適用利子等の額及び同条第12 項に規定する条約適用配当等の額をいう。以 下この条において同じ。) の合計額から地方 税法第314条の2第2項の規定による額を 控除した後の総所得金額及び山林所得金額並

1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除 する金額を控除した金額)、地方税法附則第 35条の2第5項に規定する一般株式等に係 る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の3 第15項の規定の適用がある場合には、その 適用後の金額)、同法附則第35条の2の2 第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得 等の金額(同法附則第35条の2の6第11 項又は第35条の3第13項若しくは第15 項の規定の適用がある場合には、その適用後 の金額)、同法附則第35条の4第4項に規 定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法 附則第35条の4の2第7項の規定の適用が ある場合には、その適用後の金額)、外国居 住者等の所得に対する相互主義による所得税 等の非課税等に関する法律(昭和37年法律 第144号。第18条において「外国居住者 等所得相互免除法」という。)第8条第2項 (同法第12条第5項及び第16条第2項に おいて準用する場合を含む。第18条第1項 第1号において同じ。) に規定する特例適用 利子等の額、同法第8条第4項(同法第12 条第6項及び第16条第3項において準用す る場合を含む。同号において同じ。) に規定 する特例適用配当等の額、租税条約等の実施 に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特 例等に関する法律(昭和44年法律第46号 。第18条において「租税条約等実施特例法 」という。)第3条の2の2第10項に規定 する条約適用利子等の額及び同条第12項に 規定する条約適用配当等の額をいう。以下こ の条において同じ。) の合計額から地方税法 第314条の2第2項の規定による額を控除 した後の総所得金額及び山林所得金額並びに

びに他の所得と区分して計算される所得の金 額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額 等」という。) に第13条第1項第1号の保 険料率を乗じて算定する。

(略) 2

(一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率

- 第13条 一般被保険者に係る基礎賦課額の保 険料率は、次のとおりとする。
 - (1) (略)
 - (2) 被保険者均等割 基礎賦課総額の100 分の35に相当する額を当該年度の前年度 及びその直前の2か年度の各年度における 一般被保険者の数等を勘案して算定した数 で除して得た額
 - (3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世 帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに 定めるところにより算定した額
 - ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 基 礎賦課総額の100の15に相当する額 を当該年度の前年度及びその直前の2か 年度の各年度における一般被保険者が属 する世帯の数等を勘案して算定した数か ら特定同一世帯所属者(法第6条第8号 に該当したことにより被保険者の資格を 喪失した者であつて、当該資格を喪失し た日の前日以後継続して同一の世帯に属 する者をいう。以下同じ。) と同一の世 帯に属する一般被保険者が属する世帯で あつて同日の属する月(以下「特定月」 という。)以後5年を経過する月までの 間にあるもの(当該世帯に他の被保険者

他の所得と区分して計算される所得の金額の 合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」 という。) に第13条第1項第1号の保険料 率を乗じて算定する。

(略) 2

(基礎賦課額の保険料率)

- 第13条 基礎賦課額の保険料率は、次のとお りとする。
 - (1) (略)
 - (2) 被保険者均等割 基礎賦課総額の100 分の35に相当する額を当該年度の前年度 及びその直前の2か年度の各年度における 被保険者の数等を勘案して算定した数で除 して得た額
 - (3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世 帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに 定めるところにより算定した額
 - ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 基 礎賦課総額の100の15に相当する額 を当該年度の前年度及びその直前の2か 年度の各年度における被保険者が属する 世帯の数等を勘案して算定した数から特 定同一世帯所属者(法第6条第8号に該 当したことにより被保険者の資格を喪失 した者であつて、当該資格を喪失した日 の前日以後継続して同一の世帯に属する 者をいう。以下同じ。) と同一の世帯に 属する被保険者が属する世帯であつて同 日の属する月(以下「特定月」という。) 以後5年を経過する月までの間にある
 - もの(当該世帯に他の被保険者がいない

がいない場合に限る。以下「特定世帯」という。)の数に2分の1を乗じて得た数と特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定継続世帯」という。)の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額

イ・ウ (略)

2·3 (略)

(退職被保険者等に係る基礎賦課額)

第13条の2 保険料の賦課額のうち退職被保 険者等に係る基礎賦課額は、当該世帯に属す る退職被保険者等につき算定した所得割額及 び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当 該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計 額(退職被保険者等と一般被保険者とが同一 の世帯に属する場合には、所得割額及び被保 険者均等割額の合算額の総額)とする。

(退職被保険者等に係る基礎賦課額の所得割 額の算定)_

第13条の3 前条に規定する所得割額は、退職被保険者等に係る基礎控除後の総所得金額等に第13条第1項第1号の保険料率を乗じて算定する。

第13条の4 削除

(退職被保険者等に係る基礎賦課額の被保険

場合に限る。以下「特定世帯」という。)の数に2分の1を乗じて得た数と特定 同一世帯所属者と同一の世帯に属する被 保険者が属する世帯であつて特定月以後 5年を経過する月の翌月から特定月以後 8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に 限る。以下「特定継続世帯」という。) の数に4分の1を乗じて得た数の合計数 を控除した数で除して得た額

イ・ウ (略)

2 · 3 (略)

第13条の2 保険料の賦課額のうち退職被保 第13条の2から第13条の5の2まで 削除

者均等割額の算定)

第13条の5 第13条の2に規定する被保険 者均等割額は、第13条第1項第2号の規定 により算定した額と同額とする。

(退職被保険者等に係る基礎賦課額の世帯別 平等割額の算定)

- 第13条の5の2 第13条の2に規定する世 帯別平等割額は、第1号から第3号までに掲 げる世帯の区分に応じ、それぞれ第1号から 第3号までに定める額とする。
 - (1) 次号又は第3号に掲げる世帯以外の世帯 第13条第1項第3号アに定めるところ により算定した額
 - (2) 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属す る退職被保険者の属する世帯であつて特定 月以後5年を経過する月までの間にあるも の(当該世帯に他の被保険者がいない場合 に限る。) 第13条第1項第3号イに定 めるところにより算定した額
 - (3) 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属す る退職被保険者の属する世帯であつて特定 月以後5年を経過する月の翌月から特定月 以後8年を経過する月までの間にあるもの (当該世帯に他の被保険者がいない場合に 限る。) 第13条第1項第3号ウに定め るところにより算定した額

(基礎賦課限度額)

第13条の6 第10条又は第13条の2の基 第13条の6 第10条の基礎賦課額は、65 礎賦課額(一般被保険者と退職被保険者等が 同一の世帯に属する場合には、第10条の基 礎賦課額と第13条の2の基礎賦課額との合 算額をいう。第17条及び第18条第1項に

(基礎賦課限度額)

万円を超えることができない。

<u>おいて同じ。</u>) は、65万円を超えることができない。

(<u>一般被保険者に係る</u>後期高齢者支援金等賦 課総額)

- 第13条の6の2 保険料の賦課額のうち一般 被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額(第18条、第18条の3及び第18条の4の 規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額 するものとした場合にあつては、その減額す ることになる額を含む。)の総額(以下「後 期高齢者支援金等賦課総額」という。)は、 第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げ る額の見込額を控除した額を基準として算定 した額とする。
 - (1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に係る部分であつて、県が行う国民健康保険の一般被保険者に係るものに限る。次号において同じ。)
 - (2) 当該年度における次に掲げる額の合算額 ア 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)の額
 - イ その他国民健康保険事業に要する費用 (国民健康保険事業費納付金の納付に要 する費用に限る。)のための収入(<u>法附</u>

(後期高齢者支援金等賦課総額)

- 第13条の6の2 保険料の賦課額のうち後期 高齢者支援金等賦課額(第18条、第18条 の3及び第18条の4の規定により後期高齢 者支援金等賦課額を減額するものとした場合 にあつては、その減額することになる額を含 む。)の総額(以下「後期高齢者支援金等賦 課総額」という。)は、第1号に掲げる額の 見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除 した額を基準として算定した額とする。
 - (1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に係る部分に限る。次号において同じ。)
 - (2) 当該年度における次に掲げる額の合算額 ア 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。) 及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)の額
 - イ その他国民健康保険事業に要する費用 (国民健康保険事業費納付金の納付に要 する費用に限る。)のための収入(法第

<u>則第9条第1項の規定により読み替えられた</u>法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。)の額

(<u>一般被保険者に係る</u>後期高齢者支援金等賦 課額)

第13条の6の3 保険料の賦課額のうち後期 高齢者支援金等賦課額は、当該世帯に属する 一般被保険者につき算定した所得割額及び被 保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世 帯につき算定した世帯別平等割額<u>(一般被保</u> 険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属す る場合には、当該世帯を一般被保険者の属す る世帯とみなして算定した世帯別平等割額) の合計額とする。

(<u>一般被保険者に係る</u>後期高齢者支援金等賦 課額の所得割額の算定)

第13条の6の4 前条の所得割額は、一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に、第13条の6の6第1項第1号の保険料率を乗じて算定する。

(<u>一般被保険者に係る</u>後期高齢者支援金等賦 課額の保険料率)

- 第13条の6の6 <u>一般被保険者に係る</u>後期高 齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとお りとする。
 - (1) 所得割 後期高齢者支援金等賦課総額の 100分の50に相当する額を一般被保険 者に係る基礎控除後の総所得金額等(国民 健康保険法施行令第29条の7第3項第4

72条の3第1項、第72条の3の2第 1項及び第72条の3の3第1項の規定 による繰入金を除く。)の額

(後期高齢者支援金等賦課額)

第13条の6の3 保険料の賦課額のうち後期 高齢者支援金等賦課額は、当該世帯に属する 被保険者につき算定した所得割額及び被保険 者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯に つき算定した世帯別平等割額の合計額とする

(後期高齢者支援金等賦課額の所得割額の算 定)

第13条の6の4 前条の所得割額は、<u>被保険</u> 者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に 係る基礎控除後の総所得金額等に、第13条 の6の6第1項第1号の保険料率を乗じて算 定する。

(後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)

- 第13条の6の6 後期高齢者支援金等賦課額 の保険料率は、次のとおりとする。
 - (1) 所得割 後期高齢者支援金等賦課総額の 100分の50に相当する額を<u>被保険者</u>に 係る基礎控除後の総所得金額等(国民健康 保険法施行令第29条の7第3項第4号た

号ただし書に規定する場合にあつては、国 民健康保険法施行規則第32条の9の2に 規定する方法により補正された後の金額と する。) の総額で除して得た数

- (2) 被保険者均等割 後期高齢者支援金等賦 課総額の100分の35に相当する額を当 該年度の前年度及びその直前の2か年度の 各年度における一般被保険者の数等を勘案 して算定した数で除して得た額
- (3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世 帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに 定めるところにより算定した額
 - ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 後 期高齢者支援金等賦課総額の100分の 15に相当する額を当該年度の前年度及 びその直前の2か年度の各年度における 一般被保険者が属する世帯の数等を勘案 して算定した数から特定世帯の数に2分 の1を乗じて得た数と特定継続世帯の数 に4分の1を乗じて得た数の合計数を控 除した数で除して得た額

イ・ウ (略)

2 · 3 (略)

(退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等 賦課額)

<u>第13条の6の7</u> 保険料の賦課額のうち退職 | 第13条の6の7から第13条の6の11まで 被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額 は、当該世帯に属する退職被保険者等につき 算定した所得割額及び被保険者均等割額の合 算額の総額並びに当該世帯につき算定した世 帯別平等割額の合計額(退職被保険者等と一 般被保険者とが同一の世帯に属する場合には 、所得割額及び被保険者均等割額の合算額の

だし書に規定する場合にあつては、国民健 康保険法施行規則第32条の9の2に規定 する方法により補正された後の金額とする 。)の総額で除して得た数

- (2) 被保険者均等割 後期高齢者支援金等賦 課総額の100分の35に相当する額を当 該年度の前年度及びその直前の2か年度の 各年度における被保険者の数等を勘案して 算定した数で除して得た額
- (3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世 帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに 定めるところにより算定した額
 - ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 後 期高齢者支援金等賦課総額の100分の 15に相当する額を当該年度の前年度及 びその直前の2か年度の各年度における 被保険者が属する世帯の数等を勘案して 算定した数から特定世帯の数に2分の1 を乗じて得た数と特定継続世帯の数に4 分の1を乗じて得た数の合計数を控除し た数で除して得た額

イ・ウ (略)

2 · 3 (略)

削除

総額)とする。

(退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等 賦課額の所得割額の算定)

第13条の6の8 前条の所得割額は、退職被保険者等に係る基礎控除後の総所得金額等に 、第13条の6の6第1項第1号の保険料率 を乗じて算定する。

第13条の6の9 削除

(退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等 賦課額の被保険者均等割額の算定)

第13条の6の10 第13条の6の7の被保 険者均等割額は、第13条の6の6第1項第 2号の規定により算定した額と同額とする。

(退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等 賦課額の世帯別平等割額の算定)

- 第13条の6の11 第13条の6の7の世帯 別平等割額は、第1号から第3号までに掲げ る世帯の区分に応じ、それぞれ第1号から第 3号までに定める額とする。
 - (1) 次号又は第3号に掲げる世帯以外の世帯 第13条の6の6第1項第3号アに定め るところにより算定した額
 - (2) 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者の属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。) 第13条の6の6第1項第3号イに定めるところにより算定した額
 - (3) 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者の属する世帯であつて特定

月以後5年を経過する月の翌月から特定月 以後8年を経過する月までの間にあるもの (当該世帯に他の被保険者がいない場合に 限る。) 第13条の6の6第1項第3号 ウに定めるところにより算定した額

(後期高齢者支援金等賦課限度額)

第13条の6の12 第13条の6の3<u>又は第</u> <u>13条の6の7</u>の後期高齢者支援金等賦課額 <u>(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世</u> 帯に属する場合には、第13条の6の3の後 期高齢者支援金等賦課額と第13条の6の7 の後期高齢者支援金等賦課額と第13条の6の7 の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をい う。第17条及び第18条において同じ。) は、22万円を超えることができない。

(介護納付金賦課総額)

- 第13条の7 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額(第18条及び第18条の4の規定により介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「介護納付金賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。
 - (1) (略)
 - ア 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)の

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

(後期高齢者支援金等賦課限度額)

第13条の6の12 第13条の6の3<u>又は第</u> 第13条の6の12 第13条の6の3の後期 13条の6の7の後期高齢者支援金等賦課額 高齢者支援金等賦課額は、<u>24万円</u>を超える (一般被保険者と退職被保険者等が同一の世 ことができない。

(介護納付金賦課総額)

- 第13条の7 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額(第18条及び第18条の4の規定により介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「介護納付金賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。
 - (1) (略)
 - (2) 当該年度における次に掲げる額の合算額 ア 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)の額

額

イ その他国民健康保険事業に要する費用 (国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(<u>法附</u> <u>則第9条第1項の規定により読み替えられた</u>法第72条の3第1項及び第72条 の3の3第1項の規定による繰入金を除 く。)の額

(賦課期日後において納付義務の発生、消滅 又は被保険者数の異動等があつた場合)

第17条 保険料の賦課期日後に納付義務が発 生し、又は1世帯に属する被保険者数が増加 若しくは減少し、若しくは1世帯に属する被 保険者が介護納付金賦課被保険者となった若 しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった 、若しくは国民健康保険法施行令第29条の 7の2第2項に規定する特例対象被保険者等 (以下「特例対象被保険者等」という。)と なつた場合における当該納付義務者に係る第 10条、第13条の2、第13条の6の3若 しくは第13条の6の7の額(被保険者数が 増加若しくは減少した場合(特定同一世帯所 属者に該当することにより被保険者数が減少 した場合を除く。) 又は特例対象被保険者等 となった場合における当該納付義務者に係る 世帯別平等割額を除く。) 若しくは第13条 の8の額又は次条第1項各号(同条第3項又 は第4項の規定により読み替えて準用する場 合を含む。次項において同じ。) に定める額 、第18条の3第1項(同条第3項の規定に より読み替えて準用する場合を含む。次項に イ その他国民健康保険事業に要する費用 (国民健康保険事業費納付金の納付に要 する費用に限る。)のための収入(法第 72条の3第1項及び第72条の3の3 第1項の規定による繰入金を除く。)の 額

(賦課期日後において納付義務の発生、消滅 又は被保険者数の異動等があつた場合)

|第17条 保険料の賦課期日後に納付義務が発 生し、又は1世帯に属する被保険者数が増加 若しくは減少し、若しくは1世帯に属する被 保険者が介護納付金賦課被保険者となつた若 しくは介護納付金賦課被保険者でなくなつた 、若しくは国民健康保険法施行令第29条の 7の2第2項に規定する特例対象被保険者等 (以下「特例対象被保険者等」という。) と なつた場合における当該納付義務者に係る第 10条若しくは第13条の6の3の額(被保 険者数が増加若しくは減少した場合(特定同 一世帯所属者に該当することにより被保険者 数が減少した場合を除く。)又は特例対象被 保険者等となった場合における当該納付義務 者に係る世帯別平等割額を除く。)若しくは 第13条の8の額又は次条第1項各号(同条 第3項又は第4項の規定により読み替えて準 用する場合を含む。次項において同じ。) に 定める額、第18条の3第1項(同条第3項 の規定により読み替えて準用する場合を含む 。次項において同じ。) に定める第13条の おいて同じ。) に定める第13条若しくは第 13条の5の基礎賦課額の被保険者均等割の 保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た 額、第18条の3第4項第1号(同条第6項 の規定により読み替えて準用する場合を含む 。次項において同じ。)に定める額、第18 条の4第1項各号(同条第3項又は第4項の 規定により読み替えて準用する場合を含む。 次項において同じ。) に定める額若しくは同 条第5項各号(同条第7項又は第8項の規定 により読み替えて準用する場合を含む。次項 において同じ。) に定める額の算定は、それ ぞれその納付義務が発生し、又は被保険者数 が増加若しくは減少した日(法第6条第1号 から第8号までの規定のいずれかに該当した ことにより被保険者数が減少した場合におい ては、その減少した日が月の初日であるとき に限り、その前日とする。) 若しくは1世帯 に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者 となった若しくは介護納付金賦課被保険者で なくなつた日若しくは特例対象被保険者等と なつた日の属する月から、月割をもつて行う

2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第10条 、第13条の2、第13条の6の3若しくは 第13条の6の7の額若しくは第13条の8の額又は次条第1項各号に定める額、第18条の3第1項に定める第13条若しくは第1 3条の5の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第18条の3第4項第1号に定める額、第 基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそ れぞれ10分の5を乗じて得た額、第18条 の3第4項第1号(同条第6項の規定により 読み替えて準用する場合を含む。次項におい て同じ。)に定める額、第18条の4第1項 各号(同条第3項又は第4項の規定により読 み替えて準用する場合を含む。次項において 同じ。) に定める額若しくは同条第5項各号 (同条第7項又は第8項の規定により読み替 えて準用する場合を含む。次項において同じ 。) に定める額の算定は、それぞれその納付 義務が発生し、又は被保険者数が増加若しく は減少した日(法第6条第1号から第8号ま での規定のいずれかに該当したことにより被 保険者数が減少した場合においては、その減 少した日が月の初日であるときに限り、その 前日とする。) 若しくは1世帯に属する被保 険者が介護納付金賦課被保険者となつた若し くは介護納付金賦課被保険者でなくなつた日 若しくは特例対象被保険者等となつた日の属 する月から、月割をもつて行う。

2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した 場合における当該納付義務者に係る第10条 若しくは第13条の6の3の額若しくは第1 3条の8の額又は次条第1項各号に定める額 、第18条の3第1項に定める第13条の基 礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれ ぞれ10分の5を乗じて得た額、第18条の 3第4項第1号に定める額、第18条の4第 1項各号に定める額若しくは同条第5項各号 18条の4第1項各号に定める額若しくは同 条第5項各号に定める額の算定は、その納付 義務が消滅した日(法第6条第1号から第8 号までの規定のいずれかに該当したことによ り納付義務が消滅した場合においては、その 消滅した日が月の初日であるときに限り、そ の前日とする。)の属する月の前月まで、月 割をもつて行う。

(低所得者の保険料の減額)

第18条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第10条<u>又は第13条の2</u>の基礎賦課額から、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円)とする。

(1) (略)

(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得 金額並びに他の所得と区分して計算される 所得の金額の合算額が、地方税法第314 条の2第2項第1号に定める金額(世帯主 等のうち給与所得者等の数が2以上の場合 にあつては、同号に定める金額に当該給与 所得者等の数から1を減じた数に10万円 を乗じて得た金額を加えた金額)に、29 万円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期 日後に保険料の納付義務が発生した場合に は、その発生した日とする。) 現在におい て当該世帯に属する被保険者の数と特定同 一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額 を加算した金額を超えない世帯に係る保険 料の納付義務者であつて前号に該当する者 以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属す る被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額 に定める額の算定は、その納付義務が消滅した日(法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)の属する月の前月まで、月割をもつて行う。

(低所得者の保険料の減額)

第18条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第10条の基礎賦課額から、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円)とする。

(1) (略)

(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得 金額並びに他の所得と区分して計算される 所得の金額の合算額が、地方税法第314 条の2第2項第1号に定める金額(世帯主 等のうち給与所得者等の数が2以上の場合 にあつては、同号に定める金額に当該給与 所得者等の数から1を減じた数に10万円 を乗じて得た金額を加えた金額)に、29 万5千円に当該年度の保険料賦課期日(賦 課期日後に保険料の納付義務が発生した場 合には、その発生した日とする。)現在に おいて当該世帯に属する被保険者の数と特 定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得 た額を加算した金額を超えない世帯に係る 保険料の納付義務者であつて前号に該当す る者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に 属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦 の被保険者均等割額の算定の対象とされる ものの数を乗じて得た額とイに掲げる額と を合算した額

ア・イ (略)

(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所 得金額並びに他の所得と区分して計算され る所得の金額の合算額が、地方税法第31 4条の2第2項第1号に定める金額(世帯 主等のうち給与所得者等の数が2以上の場 合にあつては、同号に定める金額に当該給 与所得者等の数から1を減じた数に10万 円を乗じて得た金額を加えた金額)に、5 3万5千円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した 場合には、その発生した日とする。) 現在 において当該世帯に属する被保険者の数と 特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて 得た額を加算した金額を超えない世帯に係 る保険料の納付義務者であつて前2号に該 当する者以外の者 アに掲げる額に当該世 帯に属する被保険者のうち当該年度分の基 礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象 とされるものの数を乗じて得た額とイに掲 げる額とを合算した額

ア・イ (略)

2 (略)

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第10条区は第13条の2」とあるのは「第13条の6の3区は第13条の6の7」と、「65万円」とあるのは「22万円」と、前項中「第13条」とあるのは「第13条の6の6」と読

課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア・イ (略)

(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所 得金額並びに他の所得と区分して計算され る所得の金額の合算額が、地方税法第31 4条の2第2項第1号に定める金額(世帯 主等のうち給与所得者等の数が2以上の場 合にあつては、同号に定める金額に当該給 与所得者等の数から1を減じた数に10万 円を乗じて得た金額を加えた金額)に、5 4万5千円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した 場合には、その発生した日とする。) 現在 において当該世帯に属する被保険者の数と 特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて 得た額を加算した金額を超えない世帯に係 る保険料の納付義務者であつて前2号に該 当する者以外の者 アに掲げる額に当該世 帯に属する被保険者のうち当該年度分の基 礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象 とされるものの数を乗じて得た額とイに掲 げる額とを合算した額

ア・イ (略)

2 (略)

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第10条」とあるのは「第13条の6の3」と、「65万円」とあるのは「24万円」と、前項中「第13条」とあるのは「第13条の6の6」と読み替えるものとする。

み替えるものとする。

4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦 課額の減額について準用する。この場合にお いて、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「 介護納付金賦課額」と、「第10条又は第1 3条の2」とあるのは「第13条の8」と、 「65万円」とあるのは「17万円」と、第 2項中「第13条」とあるのは「第13条の 11」と読み替えるものとする。

(未就学児の被保険者均等割額の減額)

- 第18条の3 当該年度において、その世帯に 6歳に達する日以後の最初の3月31日以前 である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該被保険者に係る当 該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は 、第13条又は第13条の5の基礎賦課額の 被保険者均等割の保険料率から、当該保険料 率に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額 (第13条第2項の規定により端数の切り上 げを行つた後の額とする。) を控除して得た 額とする(第4項に掲げる場合を除く。)。
- 3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課 額の減額について準用する。この場合におい て、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後 期高齢者支援金等賦課額」と、「第13条又 は第13条の5」とあるのは「第13条の6 の6又は第13条の6の10」と、「第13 条第2項」とあるのは「第13条の6の6第 2項」と、前項中「第13条第3項」とある のは「第13条の6の6第3項」と読み替え るものとする。

(略)

4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦 課額の減額について準用する。この場合にお いて、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「 介護納付金賦課額」と、「第10条」とある のは「第13条の8」と、「65万円」とあ るのは「17万円」と、第2項中「第13条 | とあるのは「第13条の11| と読み替え るものとする。

(未就学児の被保険者均等割額の減額)

- 第18条の3 当該年度において、その世帯に 6歳に達する日以後の最初の3月31日以前 である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該被保険者に係る当 該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は 、第13条の基礎賦課額の被保険者均等割の 保険料率から、当該保険料率に、それぞれ、 10分の5を乗じて得た額(第13条第2項 の規定により端数の切り上げを行つた後の額 とする。)を控除して得た額とする(第4項 に掲げる場合を除く。)。
- 2 (略)
- 3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課 額の減額について準用する。この場合におい て、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後 期高齢者支援金等賦課額」と、「第13条」 とあるのは「第13条の6の6」と、前項中 「第13条第3項」とあるのは「第13条の 6の6第3項」と読み替えるものとする。
- 4 当該年度において、第18条に規定する基 | 4 当該年度において、第18条に規定する基

準に従い保険料を減額するものとした納付義 務者の世帯に未就学児がある場合における当 該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の 被保険者均等割額は、第1号に掲げる額から 第2号に掲げる額を控除して得た額とする。

(1) 第13条又は第13条の5の基礎賦課 額の被保険者均等割の保険料率から、当該 保険料率に第18条第1項各号に規定する 場合に応じてそれぞれ同項各号アに掲げる 割合を乗じて得た額(第13条第2項の規 定により端数の切り上げを行つた後の額と する。)を控除して得た額

(2) (略)

(略)

6 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課 額の減額について準用する。この場合におい て、第4項中「基礎賦課額」とあるのは「後 期高齢者支援金等賦課額」と、「第13条又 は第13条の5」とあるのは「第13条の6 の6又は第13条の6の10」と、「第13 条第2項」とあるのは「第13条の6の6第 2項」と、前項中「第13条第3項」とある のは「第13条の6の6第3項」と読み替え るものとする。

(出産被保険者の保険料の減額)

被保険者(国民健康保険法施行令第29条の 7第5項第8号に規定する出産被保険者をい う。以下同じ。)がある場合における当該世 帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課 額のうち基礎賦課額は、第10条又は第13 条の2の基礎賦課額から、次の各号の合算額 を減額して得た額(当該減額して得た額が6

準に従い保険料を減額するものとした納付義 務者の世帯に未就学児がある場合における当 該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の 被保険者均等割額は、第1号に掲げる額から 第2号に掲げる額を控除して得た額とする。

(1) 第13条の基礎賦課額の被保険者均等 割の保険料率から、当該保険料率に第18 条第1項各号に規定する場合に応じてそれ ぞれ同項各号アに掲げる割合を乗じて得た 額(第13条第2項の規定により端数の切 り上げを行つた後の額とする。)を控除し て得た額

(2) (略)

5 (略)

6 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課 額の減額について準用する。この場合におい て、第4項中「基礎賦課額」とあるのは「後 期高齢者支援金等賦課額」と、「第13条」 とあるのは「第13条の6の6」と、前項中 「第13条第3項」とあるのは「第13条の 6の6第3項」と読み替えるものとする。

(出産被保険者の保険料の減額)

第18条の4 当該年度において、世帯に出産|第18条の4 当該年度において、世帯に出産 被保険者(国民健康保険法施行令第29条の 7第5項第8号に規定する出産被保険者をい う。以下同じ。)がある場合における当該世 帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課 額のうち基礎賦課額は、第10条の基礎賦課 額から、次の各号の合算額を減額して得た額 (当該減額して得た額が65万円を超える場 5万円を超える場合には、65万円)とする (第5項に掲げる場合を除く。)。

(1) • (2) (略)

2 (略)

- 3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第10条区は第13条の2」とあるのは「第13条の6の3区は第13条の6の7」と、「65万円」とあるのは「22万円」と、前項中「第13条第2項」とあるのは「第13条の6の6第2項」と読み替えるものとする。
- 4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「規定する出産被保険者をいう。以下同じ。」とあるのは「規定する出産被保険者(介護納付金賦課被保険者である者に限る。)をいう。以下この項において同じ。」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第10条又は第13条の2」とあるのは「第13条の8」と、「65万円」とあるのは「17万円」と、第2項中「第13条第2項」とあるのは「第13条の11第2項」と読み替えるものとする。
- 5 当該年度において、第18条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に出産被保険者がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第10条又は第13条の2の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合に

合には、65万円)とする(第5項に掲げる場合を除く。)。

(1) • (2) (略)

2 (略)

- 3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第10条」とあるのは「第13条の6の3」と、「65万円」とあるのは「24万円」と、前項中「第13条第2項」とあるのは「第13条の6の6第2項」と読み替えるものとする。
- 4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「規定する出産被保険者をいう。以下同じ。」とあるのは「規定する出産被保険者(介護納付金賦課被保険者である者に限る。)をいう。以下この項において同じ。」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第10条」とあるのは「第13条の8」と、「65万円」とあるのは「第13条の8」と、「65万円」とあるのは「17万円」と、第2項中「第13条第2項」とあるのは「第13条の11第2項」と読み替えるものとする。
- 5 当該年度において、第18条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に出産被保険者がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第10条の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円)と

は、65万円)とする。

 $(1) \cdot (2)$ (略)

(略)

- 7 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課 額の減額について準用する。この場合におい て、第5項中「基礎賦課額」とあるのは「後 期高齢者支援金等賦課額」と、「第10条又 は第13条の2」とあるのは「第13条の6 の3又は第13条の6の7」と、「65万円 」とあるのは「22万円」と、前項中「第1 3条第2項」とあるのは「第13条の6の6 第2項」と読み替えるものとする。
- 8 第5項及び第6項の規定は、介護納付金賦 | 8 第5項及び第6項の規定は、介護納付金賦 課額の減額について準用する。この場合にお いて、第5項中「出産被保険者」とあるのは 「出産被保険者(介護納付金賦課被保険者で ある者に限る。以下この項において同じ。) 」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付 金賦課額」と、「第10条又は第13条の2 」とあるのは「第13条の8」と、「65万 円」とあるのは「17万円」と、第6項中「 第13条第2項 とあるのは「第13条の1 1第2項」と読み替えるものとする。

する。

 $(1) \cdot (2)$ (略)

6 (略)

- 7 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課 額の減額について準用する。この場合におい て、第5項中「基礎賦課額」とあるのは「後 期高齢者支援金等賦課額」と、「第10条」 とあるのは「第13条の6の3」と、「65 万円」とあるのは「24万円」と、前項中「 第13条第2項」とあるのは「第13条の6 の6第2項」と読み替えるものとする。
- 課額の減額について準用する。この場合にお いて、第5項中「出産被保険者」とあるのは 「出産被保険者(介護納付金賦課被保険者で ある者に限る。以下この項において同じ。) 」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付 金賦課額」と、「第10条」とあるのは「第 13条の8」と、「65万円」とあるのは「 17万円」と、第6項中「第13条第2項」 とあるのは「第13条の11第2項」と読み 替えるものとする。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の高山市国民健康保険条例の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料 について適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。